

知多市シティプロモーションロゴマーク取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、知多市シティプロモーションロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークの仕様は、別図のとおりとする。

2 ロゴマークの使用に当たっては、別に定める知多市シティプロモーションロゴマークマニュアルに従うものとする。

(使用基準)

第3条 市は、市シティプロモーションの推進、啓発等にロゴマークを使用するものとする。ただし、次に掲げる場合を除く。

(1) 市の信用及び品位を害するおそれがある場合

(2) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を招くおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、使用することが適当でないと認められる場合

2 市以外の何人も、市シティプロモーションの推進、啓発等にロゴマークを使用することができる。ただし、次に掲げる場合を除く。

(1) 前項各号に掲げる場合

(2) 市が当該使用に係る事業を推奨しているかのような誤解を招くおそれがある場合

3 ロゴマークを使用することができる期間は、知多市シティプロモーションキャッチフレーズ「ちょうどいいまち 知多」の適用期間中に限るものとする。

(遵守事項)

第4条 ロゴマークを使用する者（市を除く。以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 市が提供するものを使用し、デザインの改変等はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(2) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。

(3) 商標登録、意匠登録その他著作物等に関する自己の権利について新たに設定
又は登録をしないこと。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第6条 使用者は、ロゴマークを使用した物品等に関する事故、苦情等が発生した
場合は、使用者の責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

2 市は、前項の事故、苦情等に関し、一切の責任を負わないものとする。

(使用の手続)

第7条 ロゴマークを使用する者は、事前に知多市シティプロモーションロゴマー
ク使用届（別記様式）により届け出るものとする。

(使用の中止)

第8条 市長がロゴマークの使用に関し不適切であると判断した場合は、使用者は、
ロゴマークの使用を中止し、又は必要な措置を講じなければならない。

(委任)

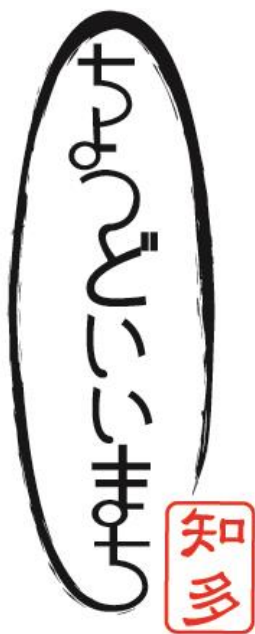
第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年2月20日から施行する。

別図（第2条関係）

1 メインロゴ



2 バリエーション



別記様式（第7条関係）

年 月 日

知多市シティプロモーションロゴマーク使用届

知 多 市 長 様

届出者 住 所
団体名等
代表者役職
代表者氏名

知多市シティプロモーションロゴマーク取扱要領に基づき、次のとおり届け出ます。

なお、使用に当たっては同要領の内容を遵守します。

【物品・商品について】

使 用 分 野	①販促利用 ②商用利用 ③その他
使用物品名・使用商品名	
使用内容、方法	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
形状、サイズ等	
製造数量	
販売価格	円（税別）
使用場所、販売場所等	

※本届出書に、使用状況が分かる商品のイメージ図等を添付して提出してください。

【連絡先について】

部署名・担当者	
電話/FAX 番号	
電子メールアドレス	